

「障害及び障害者に対する県民理解促進事業」実施要領

(通則)

第1 障害及び障害者に対する県民理解促進事業（以下、「事業」という。）は、障害を理由とする不当な差別的取扱いをなくし、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる様々な社会的障壁を取り除くことができるよう、障害についての知識及び理解を深めることを目的とする。

なお、事業は愛知県がNPOに委託して行うものとし、実施に当たっては、愛知県財務規則に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業の内容)

第2 事業は、NPOが実施主体となり、以下により障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する事業内容を自ら企画し、実施するものとする。なお、事業内容には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の改正に関する普及啓発を含むものとする。

ア 地域住民と障害のある人が共に参加できる事業を行いながら、障害についての知識及び理解を深め、差別の解消を図る事業とする。

イ 事業は、身体障害、知的障害、精神障害全ての障害を対象とするものとする。

2 事業の企画・運営及び必要に応じて生じる市町村等との調整等は、委託先NPOが行う。

3 委託先NPOは、事業実施後に県の指定する様式の事業完了報告書（別紙）を作成し、事業完了後30日以内に県に提出するものとする。

(委託期間)

第3 委託期間は契約の日から、最長当該年度の3月末までとする。

(委託金額)

第4 1事業当たりの委託金額は別に定める額とする。

(委託の方法)

第5 NPOから企画提案を募り、県が設置する企画案選定委員会において、優秀企画案として選定された企画提案書を提出したNPOと委託契約を締結する。なお、企画案の選定の手順については次のとおりとする。

(1) 県が、県内NPOの企画提案を公募する。

(2) 県が設置する「障害及び障害者に対する県民理解促進事業」企画案選定委員会において、企画案の内容、経費、開催場所、対象とする主たる障害種別等を総合的に評価し、予算の範囲内で選定する。

(3) 企画提案書の内容等に基づき仕様書を定め、委託契約書を締結する。

(事業の実施体制)

第6 委託先NPO及び県は、事業の目的を共有し、常に連携を図りながら、選定された事業を実施する。

- 2 事務事業の実施に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号（以下、「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）及び手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（平成28年愛知県条例第48号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成27年愛知県訓令第6号（以下、「対応要領」という。））に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 3 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
- 4 委託先NPOは、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(応募者の資格・応募可能提案数)

第7 応募者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事務所を有し、自らNPO活動を行っている民間非営利団体であること。

なお、NPO活動とは、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動をさす。また、民間非営利団体とは、特定非営利活動法人に限らず、法人格の有無も問わない。

- (2) 特定非営利活動法人にあつては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく各種提出書類を所轄庁に提出している者であること。

なお、上記条件を満たす民間非営利団体同士の共同事業体による応募も可とし、その取扱いは別に定める。

- (3) 1団体が提出できる企画提案書は、共同事業体によるものも含めて、2事業までとする。

(説明会の開催)

第8 企画案の提出を希望する者を対象に、事業についての説明会を開催する。

- 2 開催日時及び場所等については別に定める。

(応募の手続き)

第9 応募者は以下により企画事業ごとに企画提案書を作成し、持参または郵送により提出することとする。

- (1) 書式 企画提案書（様式）
- (2) 募集期間及び提出場所 別に定める
- (3) 情報公開の取扱い

提出のあった企画提案書は、次のとおり取り扱う。

ア 採用となった企画提案書については、行政文書開示請求があった場合は開示する。

イ 不採用となった企画提案書については、企画提案者の意見を踏まえた上で県が判断する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成、提出及び企画案選定委員会への出席に必要な費用については、各提出者の負担とする。

イ 提出のあった企画提案書については返還しない。

ウ 採用された企画提案書の著作権については、県に帰属するものとする。

(審査の基準)

第10 選定は、企画提案内容、応募者によるプレゼンテーション等を踏まえ、次の審査基準により総合的に評価する。

(1) 本業務に関する現状分析の適確性

(2) 企画提案内容の適確性

(3) 県委託事業として適格性

(4) 期待できる効果

(5) 事業実施能力

2 企画提案数が8事業を超える場合は、一次審査（書類審査）と二次審査（プレゼンテーション等）の2段階の審査により選定する。ただし、企画提案数が8事業を超えない場合は、二次審査のみ実施し選定する。

(委託料の支払)

第11 委託料の支払方法については、県と委託先NPOとの協議により決定する。

附 則

この要領は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月14日から施行する。